託送料金を問う－原発のない社会をめざして ※(その2)

※（その1）は、4月23日に発行しました

原発事故の「賠償負担金」並びに原発施設の「廃炉円滑化負担金」が託送料金にさらに転嫁されようとしていることに対して、経済産業省に届けた私たちの『お問い合わせ』への『回答』が届きました。受けて、重ねて『お問い合わせ』を発信しています。

でんきの自由化に伴い、新しく『託送料金』という制度ができました。『託送料金』とは、グリーン・市民電力のような新電力事業者が大手電力会社に支払う「電線の使用料」のことです。グリーンコープは、食べものの中味を確かめるのと同じように、でんきの中味、託送料金の中味を一つずつ確かめてきました。

その中で、『託送料金』の中には、電線の使用料以外に、原発のための様々な費用も込められているようだと少しずつ分かってきました。大手電力会社にも問い合わせてきました。そうしたところ、ひとつの行政機関にすぎない経済産業省が、2020年から新たに原発事故の「賠償負担金」並びに原発施設の「廃炉円滑化負担金」という負担金をさらに転嫁していこうと決めようとしていることが分かりました。それについて、3月9日に経済産業省に『お問い合わせ』をお届けしていましたが、6月4日に『回答』をいただきました。受けて、6月26日に重ねて経済産業省に、また文部科学省に『お問い合わせ』をお届けしました。それらの全文を紹介します。

共生の時代
みどりの地球を
みどりのままで
号外
■発行：一般社団法人グリーンコープ共同体理事会
■編集：共生の時代・編集部
■〒812-8561
福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号
博多大博通ビルディング3階
TEL092（481）7923
FAX092（481）7876
http://www.greencoop.or.jp/

一般社団法人グリーン・市民電力
代表理事　熊野千恵美　様

3月9日付お問い合わせいただいた件につきまして

標題件に関しまして、別添のとおり回答申し上げます。
ご査収の程、よろしくお願いいたします。

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力産業・市場室
03－3501－1748

一．～三．賠償負担金及び福島第一原発事故に伴う費用について

現行の託送料金に関する電気事業法の規定は、２０００年に電力小売を部分的に自由化した際に設けられましたが、これは、当時の審議会報告書において、公益的課題への対応に必要な負担については、「すべての需要家が公平に負うことを原則とする」という結論に至ったことを踏まえたものです。

こうした法律の趣旨を踏まえ、賠償の備えの不足分については、自由化の進展に伴って新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえ、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。このことは、審議会における議論の結果、結論に至ったものです。

御提示の記事の内容について、弊庁としてお答えすることは控えさせていただきます。

賠償の備えの不足分の規模は、賠償費用の見込みの増加額に充てることができる額として算出したものではなく、現行の原賠機構法の一般負担金の算定方式を前提に、福島事故前に確保すべきであったと考えられる額の総額を約3.8兆円と試算したものです。その上で、できる限り負担を求める額を抑制する観点から、最も保守的な考え方に立って、託送制度を利用した回収を開始する2020年までの間に納付されると想定される一般負担金の総額の約1.3兆円を控除することとして、約2.4兆円と算定したものです。

また、この額は賠償の備えの不足分として、全ての需要家から公平に回収する額の上限であり、今後、変動が生じる性格のものではないと考えております。このことは、審議会における議論の結果、結論に至ったものです。

福島第一原発事故に係る賠償費用については、これまで見込んでいた約5.4兆円に加え、商工業、農林 水産業における営業損害や風評被害が長期化したことなどに伴って、約 7.9兆円と見込んだものであり、この見通し額の増分は賠償の備えの不足分の額と異なるものです。

賠償費用を含む、福島第一原発事故への対応に係る所要資金の見通しは、現時点で、最新の情報に基づき一定の蓋然性を有するものと承知しております。

四．・五．廃炉円滑化負担金について

浜岡原発１・２号機の廃止措置費用及び2008年度特別損失額については、相違ないと存じます。廃炉決定に伴う特別損失等の会計処理は、事業者の判断

によりなされたものと認識しておりますが原子力発電施設解体引当金の取崩しにより特別損失を計上したものではないと承知しております。

廃炉会計制度は、全面的な自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものです。その上で、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。したがって、廃炉会計制度は、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な措置であると考えております。

解体引当金総見積額は、原子力発電施設解体引当金に関する省令に基づき、事業者が算定するものです。同省令に基づく総見積額は、原子力発電施設の解体に要する費用の見積額です。玄海原発１号機に関しては、同省令に基づき、初めて発電した日の属する月から起算して50年を経過する月までの期間で積立を行っているものと承知しております。廃炉円滑化負担金の額については、現時点で引当を完了していない額と、廃炉円滑化負担金額は異なります。

なお、資産除去債務は、電気事業のみならず一般的な会計原則に基づいて計上されるものであり、解体引当金総見積額の合計額と資産除去債務額との差額は廃炉円滑化負担金の額と異なります。

日本原子力発電株式会社について、廃止措置がすでに進められている東海発電所、敦賀１号機については、同省令に基づき、引当金の取崩しが行われており、それ以外の発電所については、引当金の取崩しは行われていないと承知しております。なお、解体引当金は、いわゆる負債性引当金であり、一般的な会計原則によって、現金の保有を求められるものではありません。

また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が所有するもんじゅや東海再処理施設の建設費用や廃止措置に伴う費用は、文部科学省の所管ですので、同省へお尋ねください。

六・七・十・十一．託送料金について

賠償負担金と廃炉円滑化負担金は、今般措置した託送料金算定規則等が2020年４月１日に施行された後、料金原価となるものです。これらの負担の内容は明細票等で明示されるものと認識しております。

電源開発促進税と使用済燃料再処理等既発電費は、現行の託送料金算定規則等において認められる料金原価です。

託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっております。電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費は、こうした趣旨を踏まえて、託送料金原価とされているものです。電源開発促進税については、2000年より、託送料金原価とされております。

託送料金は、託送供給に係る料金です。託送供給については、電気事業法第２条第６号において定義しております。託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっております。また、各事業者の料金原価は、関係省令に基づき適正に算定され、認可しております。

なお、託送料金の適正性については、料金算定のルールに従って算定された原価や営業費用の実績が公開されており、透明性が確保されていると考えております。

今般の措置について議論を行った審議会（電力システム改革貫徹のための政策小委員会）は公開で行い、必要な関係省令の改正はパブリックコメントを経て行ったものです。

八．・九．放射性廃棄物の処理、使用済燃料再処理費及び福島第一原発の廃炉費用について

低レベル放射性廃棄物は、発生者責任の原則の下、原子力事業者等が取り組むこととしております。高レベル放射性廃棄物は、最終処分法に基づき取り組むこととしております。

現行制度において、事業者は、廃炉しようとする際に、解体引当金の総見積額の承認を受けることとしております。

なお、高レベル放射性廃棄物は廃炉作業とは関係ないものと承知しております。

再処理等費用は電気料金原価とされており、過去分は託送料金原価とされております。平成２８年度に設立された使用済燃料再処理機構において、再処理等事業費は１３．９兆円と精査されており、引き続き、電気料金で回収されるものと承知しております。

現行制度において、使用済燃料再処理に関して、使用済燃料再処理等既発電費以外の費用は託送料金の原価となっておりません。

福島第一原発の廃炉は世界にも前例のない困難な事業であり、現時点では、政府として、廃炉に要する資金を具体的かつ合理的に見積もることは困難です。他方、約８兆円という試算は、廃炉に要する資金として有識者のヒアリング結果等をもとに算出された金額として示されたものであり、現時点で、最新の情報に基づき一定の蓋然性を有するものと承知しております。

十二．原発のコストについて

各電源の発電コストについては、審議会（総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 長期エネルギー需給見通し小委員会 発電コスト検証ワーキンググループ）において試算を行っており、原子力発電の発電コストについては10.1円/kWh以上と試算しております。この原子力発電の発電コストは、資本費、運転維持費、追加的安全対策費、核燃料サイクル費用、立地対策や研究開発等に係る政策経費及び賠償や除染・中間貯蔵等に係る事故リスク対応費用の各費目を算入したものです。

仮に福島事故関連費用が約10兆円増加した場合には、事故リスク対応のための発電コストはkWh当たり10.2～10.4円となります。

2018年6月26日

経済産業省
　経済産業大臣　世耕弘成様

6月4日に受領しましたご回答を受けて、重ねてお問い合わせいたします。

一般社団法人グリーン・市民電力
代表理事　熊野千恵美

謹啓　向暑の砌、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私たちからの3月9日付お問い合わせに対するご回答をいただきました。長文で沢山の質問があるにも拘らず、隅々までお目通しされ回答いただいたものと思いました。ありがとうございます。

いただいた回答について精査いたしました。貴省から回答と説明がされて理解と納得が出来たこともありました。理解と納得が出来なかったこともありました。回答と説明がされていない事柄もありました。

受けて、下記のとおり重ねてお問い合わせいたします。よろしくお取扱いをお願いいたします。

記

一（貴省が遍く応答されている「託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサル料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっている。」について）で回答された点について。

㈠私たちからのお問い合わせは、次のことでした。

貴省が説明されている「託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサル料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっている。」について、そのように言える電気事業法上の根拠規定はどれなのでしょうか。また、それがどのような意味で根拠となっているのかを教えてください。

㈡貴省からの回答は次のとおりでした。

現行の託送料金に関する電気事業法の規定は、２０００年に電力小売を部分的に自由化した際に設けられましたが、これは、当時の審議会報告書において、公益的課題への対応に必要な負担については、「すべての需要家が公平に負うことを原則とする」という結論に至ったことを踏まえたものです。

こうした法律の趣旨を踏まえ、…このことは、審議会における議論の結果、結論に至ったものです。

㈢受けて、３点５項目について、重ねてお問い合わせします。

１）私たちからの「電気事業法上の根拠規定はどれなのか」は具体的な根拠条項を尋ねたつもりでしたので、それへの回答は無いように思いました。具体的な根拠条項は無いと理解して良いのでしょうか。（質問項目１）

２）「審議会」のことが記されていますが、これは２０００年当時のものと、今般２０１６年９月から２０１７年２月までのものと、２つを指していると思われます。後者は先のお問い合わせに記したとおり『電力システム改革貫徹のための政策小委員会』と理解していますが、それで間違いはありませんか。（質問項目２）

３）「２０００年当時の審議会報告書」とは何を指していますか（質問項目３）。もし貴省のホームページ等で私たちが確かめられるのでしたら、表題を教えていただけますか（質問項目４）。そうできないのであれば、その「報告書」を開示いただけるでしょうか。（質問項目５）

二（「賠償負担金」の措置が必要とされる理由ないし目的に関する説明について）について。

㈠私たちから、「賠償負担金」措置化の理由ないし目的について、貴省から発表されている内容と、各紙の報道内容（そこには「審議会」委員の方の説明もあります）とに違いがあるので、それに関して幾つかのお問い合わせをしておりました。

㈡貴省からの回答は「御提示の記事の内容について、弊庁としてお答えすることは控えさせていただきます。」というものでした。

㈢私たちは、記事の説明ではなく、貴省からの説明をお聞きしたかったのです。したがって、次の４点４項目について、重ねてお尋ねします。

１）貴省は「賠償負担金」措置化の理由ないし目的として、「東京電力福島第一原発事故の賠償費用の増加に対処するため」ということを否定して、「賠償の備えの不足分に対処するため」と発表し、説明しています。方で、それ以前に報道された審議会の松村委員はインタビューに次のように説明されています。

経済産業省の試算で賠償費が約2.5兆円増加し、この分も本来は原子力事業者が負担するのが筋だ。だが、大手電力の利用者の負担なども考慮すると全て上積みするのは困難だ。例外中の例外として、託送料に上乗せすることを認め、大手電力から新電力まで利用者に広く薄く負担を求めることにした。

（２０１７年２月３日毎日新聞より）

この違いについて、貴省の発表と説明どおりと言われるならば、松村委員の説明もしくは記事が間違っているということなのでしょうか。貴省の説明には矛盾がありませんか。（質問項目６）

２）同じく、竹内純子さんが「東京電力という一企業の失敗を、なぜ国民が負担するのかという指摘は、感情的にはわかります。でも、一日も早く福島復興への責任を果たすという目的を考えれば、当面は昨年末に国が決めたこのしくみ以外に、解はないと思います。」と説明され、除本理史さんが「事故の対応に必要な費用は本来、原発事故を起こした東京電力が負担するべきものです。電気を利用する人たちへのツケ回しは、本末転倒です。…２０２０年から月平均18円を追加して負担することが、昨年末の経済産業省の有識者会議の議論を経て打ち出されました。賠償費がこれまでの想定より２兆５千億円も増えたからです。」と説明されている記事があります。

（２０１７年２月15日朝日新聞より）

これについても竹内さんや除本さんの理解ないし説明もしくは記事が間違っているということなのですか。貴省の説明には矛盾がありませんか。（質問項目７）

３）私たちの地元紙である西日本新聞も次のように報道をしています。

経産省は福島事故後の賠償費について、想定された５兆４千億円から７兆９千億円に上振れする試算を９日に公表。このうち２兆４千億円は、事故前に工面しておくべきだった一般負担金をさかのぼって算出し、充当する仕組みを導入、電気代にさらに上乗せする形で財源を確保する方針を示した。

（２０１６年12月25日西日本新聞より）

これによれば貴省自身が２０１６年12月９日に上を公表した、となっています。貴省が現在説明されることには矛盾がありませんか。（質問項目８）

４）「賠償負担金」等の措置化の決定プロセスについて、２０１７年１月10日毎日新聞が「福島原発費用　「託送料」に上乗せ」「政官で国会審議逃れ」と題し、次のような報道をしています。

…２０１６年９月上旬、大手電力の業界団体「電気事業連合会（電事連）」の幹部３人が、原発推進派を中心に複数の自民党議員とそれぞれの執務室で向き合った。持参したＡ４版計10枚の資料には、東京電力福島第１原発事故の賠償費用の大幅増を予測する電事連独自の試算が示された。

…電事連幹部は、費用が膨らむなら大手電力の負担も増えるとみて、電力自由化で新規参入した新電力にも負担を求めることを要望した。…「資料は外部には存在しないことになっています」と念を押した。電事連は経済産業省にも同じ資料を持参し、陳情した。新電力に負担を求める案は経産省の思惑とも一致した。

これに先立つ７月末、東京電力ホールディ

（４面につづく）

（3面からつづく）

用がメンクス（ＨＤ）は福島第一原発の事故処理費用に増えるとの見通しを示し、政府に９兆円に増えると試算される賠償費の手当てを求めた。…年末に５．４兆円から７．は重要課題だった。

経産省は二つの有識者委員会を設けて９月末に議論をスタート。この時既に賠償費増額分の電気利用料に上乗せし、新電力を含む電力各社から送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることとが出来る。

・各事業者の託送料金原価は、関係省令に基づき適正に算定され、認可されている。

・託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることとが出来る。

・各事業者の託送料金原価は、関係省令に基づき適正に算定され、認可されている。

・託送料金は、「変動が生じる性格のものではない」と考えておられるなら、「監督官庁」の認可料金の算定規則」第二十六条の二（変動幅は何故か分かりません。その理由を教えていただけますか。

（2017年1月10日毎日新聞より）

「賠償負担金」等の決定プロセスについて、上にある「9月上旬の電事連からの資料提出と自民党や経済産業省への陳情」「7月末に議論をスタートさ」この時賠償費増額分の負担金を算定するとして「託送料金」に上乗せするものだった」の三点は事実なのですか。（質問項目9）

広く負担する。決定にいたる経緯を検証した。

処理費用は、賠償の増額分を緩和的に国民が負担する。決定にいたる経緯を検証した。

従来想定より倍増する福島第一原発の事故

三（「賠償負担金」の実額について）について。

㈠私たちからは、今後東京電力福島第一原発事故の賠償費用が増え続けていった場合、「賠償負担金（2．4兆円）」を増やすことはないのか、もしその賠償費用が増えた場合の手当てはどうお考えているのかをお問い合わせしていました。

㈡貴省からは、次の回答をいただきました。

この額は賠償の備えの不足分として、全ての需要家から公平に回収する額の上限であり、今後、変動が生じる性格のものではないと考えております。…

賠償費用を含む、福島第一原発事故への対応に係る所要資金の見通しは、現時点で、最新の情報に基づき一定の蓋然性を有するものと承知しております。

㈢受けて、次の2点3項目について、重ねてお尋ねします。

１賠償負担金について「変動が生じる性格のものではない」と考えておられるなら、「監督官庁の認可料金の算定規則」第二十六条の二（変動幅は何故か分かりません。その理由を教えていただけますか。

２貴省からは、次の回答をいただきました。

この額は賠償の備えの不足分として、全ての需要家から公平に回収する額の上限であり、今後、変動が生じる性格のものではないと考えております。…

３「賠償負担金」の実額

（5面からつづく）

民）に負担転嫁される可能性はありますか。（質問項目58）

4）また、「具体的かつ合理的に見積もることは困難」な中で努力が行われていることは分かりますが、そのことが額を出せないことの免罪にはならないとも思います。数年前まで2兆円とされていたものが8兆円まで4倍に膨れ上がりました。後になって「これだけお金がかかるようになった」と言って、その負担を東京電力だけが負えないので何とかしてほしいという繰り返しはもう止めるべきです。公益社団法人日本経済研究センターが「福島第一原発の事故処理費用は50兆～70兆円を要す」と発表していること等について、そうであるのか否かを検証して、少しでも早く具体的で合理的な見積に近づける責任が東京電力や貴省には無いのですか。（質問項目59）

十二（原発のコスト）について。

㈠原発の発電コスト試算として、「10.1円／kWh以上。」「資本費、運転維持費、追加的安全対策費、核燃料サイクル費用、立地対策や研究開発等に係る政策経費及び賠償や除染・中間貯蔵等に係る事故リスク対応費用を算入。」「仮に福島事故関連費用が約10兆円増加した場合、10.2～10.4円となる」と回答、説明をいただきました。2015年に貴省が発表された数値であると承知しました。

㈡受けて、この度お問い合わせしている「こうした全ての事柄の数値と見通しは含められていたのか。含められていないものがあればそれも含めた原発に係る全てのコストを明らかにしてほしい」に関して、次の13点28項目について、重ねてお尋ねします。

1）「賠償負担金」2.4兆円は原発コストの中に含まれていますか。（質問項目60）

2）「廃炉円滑化負担金」は提示された原発コストの中に含まれていますか（質問項目61）。その想定総額や反映額を教えてください。（質問項目62）

3）「廃炉に要する費用」は、国内全ての原発と関連施設分が原発コストの中に含まれていますか（質問項目63）。その想定総額や反映額を教えてください（質問項目64）。前述「東海再処理施設の廃止費用1兆円試算（本年6月14日報道）」等新たに判明していく膨大な費用は原発コストの中に反映されていくのですか（質問項目65）。東京電力福島第一原発の廃炉が東京電力から表明されました（本年6月14日）が、その費用は反映されていくのですか。（質問項目66）

4）「放射性廃棄物の処理費」は、国内全ての原発と関連施設分が原発コストの中に含まれていますか（質問項目67）。その想定総額や反映額を教えてください（質問項目68）。前述のとおり、1万年とも10万年とも言われる超長期間の管理・処理費用は算定して含めないでよいのですか。（質問項目69）

5）「使用済核燃料再処理の費用」は、国内全ての原発と関連施設分が原発コストの中に含まれていますか（質問項目70）。その想定総額や反映額は前出の13.9兆円ですか（質問項目71）。前述の東海再処理施設廃止費用はこちらの方に区分されて含まれていくのですか。（質問項目72）

6）「東京電力福島第一原発事故の対処費用」は、現時点試算されている全てが原発コストの中に含まれていますか（質問項目73）。その想定総額や反映額を教えてください（質問項目74）。可能な限り早く具体的で合理的な、つまり、より正確な見積額を出して、それを反映させなくてよいのですか（質問項目75）。前述の東京電力福島第二原発の廃炉費用の扱いは特別な区分で管理されるのですか、それとも通常の全国原発の廃炉と同じ扱いとなるのですか（質問項目76）。

7）貴省から原発コスト内訳として示された「資本費」は、国内全ての原発と関連施設分の試算ですか。（質問項目77）

8）貴省から原発コストの内訳として示された「運転維持費」は、国内全ての原発と関連施設分の試算ですか。（質問項目78）

9）貴省から原発コスト内訳として示された「追加的安全対策費」は、国内全ての原発と関連施設分の試算ですか（質問項目79）。2017年7月8日の朝日新聞に「電力11社合計の安全対策費、13年1月9,982億円、17年6月3兆8,280億円」とあり、3兆円近く増えているようですが、2015年度以降、こうした増加分は反映できているのですか。（質問項目80）

10）貴省から原発コスト内訳として示された「核燃料サイクル費用」は、上5）を指すものですか。（質問項目81）

11）貴省から原発コスト内訳として示された「政策経費」には全国原発と関連施設や団体等に関わるあらゆる立地対策や研究開発等の費用が含まれていますか。（質問項目82）

12）貴省から原発コストの内訳として示された「事故リスク対応費用」は、上6）東京電力福島第一原発の賠償や除染・中間貯蔵に関わるもののことですか（質問項目83）。あるいは全国の原発と関連施設分に関わるそれらすべての費用が含まれているのですか。（質問項目84）

13）貴省から示された原発コストの計算の仕方としては、原発稼働率を勘案して分母となる発電力（量）を出していると思いますが、その理解は間違っていませんか（質問項目85）。2015年以降、廃炉が決まった原発は20基近くあると思いますが、それらにより分母は相当減っていき、それを反映せずにコストとして示すのはとても正しい数字とは言えないのではありませんか（質問項目86）。逆に再生エネルギー発電力（量）は顕著に伸びていることも含め、電源別コスト全体を試算し直して、電気利用者、国民に正確な情報を開示する必要はありませんか。（質問項目87）

最後に。

㈠今回もお手数をおかけしますが、ご回答をよろしくお願いいたします。「電力自由化」は発送電のコストが明確になっておくことが柱と考えられ、生じてしまった東京電力福島第一原発事故や、全国の原発及び関連施設の建設から廃止に要する費用が適切に処理されていくことがそれに不可欠に伴うものと理解しており、そのことに伴って電気料金や託送料金が適正・明確であることが大切だと思っております。それらは電気を使う人たちすべて、国民全体にとってこそ、知って考えて決めていけるようにすべき、大切なものと思ってお尋ねしています。

㈡たいへん多くの質問で今回も恐縮ですが、前回と同じく回答は1ヵ月後を目処と考えて、7月24日までにお願いします。もし遅れそうな時は、期日の目安をご連絡いただけるとありがたいです。

謹白

2018年6月26日

文部科学省
文部科学大臣　林　芳正様

もんじゅと東海再処理施設の建設費用・運転費用・廃止措置に伴う費用等についてお問い合わせします。

一般社団法人グリーン・市民電力
代表理事　熊野千恵美

謹啓　向暑の砌、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私たちは、西日本にて活動を行う生活協同組合を母体とする新電力事業者です。２０２０年に電力全面自由化が予定されていますが、それに関連して、本年３月９日に経済産業大臣に別紙のとおりの質問をお届けし、その回答を６月４日にいただきました。よろしければご参照ください。

その中で、もんじゅと東海再処理施設に関わる質問に対しては、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が所有するもんじゅや東海再処理施設の建設費用や廃止措置に伴う費用は、文部科学省の所管ですので、同省へお尋ねください。」とありましたので、貴省にあらためてお尋ねを届けさせていただくことにしました。唐突なお問い合わせとなりますが、よろしくご回答をお願いいたします。

記

一．昨年来、私たちは次のような報道を読んできました。

①（２０１７年７月１日付朝日新聞「東海再処理施設廃止、１兆円 70年計画を申請 原子力機構」より転記）

「日本原子力研究開発機構は30日、原発の使用済み燃料からプルトニウムなどを取り出す「東海再処理施設」（茨城県）の廃止計画を、原子力規制委員会に申請した。廃止完了までに約70年かかり、投じられる国費は約１兆円にのぼる。施設には放射能が強い大量の廃液のほか、約７万１千トンに及ぶ放射性廃棄物があり、極めて困難な作業が予想される。…再処理施設の解体はフランスなど海外で実施されているが、国内では今回が初めて。東海再処理施設は、使用済み燃料の再処理技術を得るために、約１９００億円かけて建設された。１９８１年に本格運転を始め、原発約10基分にあたる１１４０トンの燃料を処理。97年に廃棄物のアスファルト固化施設で爆発事故が起きた。２０１４年に廃止が決まった。」

②（２０１７年11月29日付毎日新聞「もんじゅ設計、廃炉想定せず ナトリウム搬出困難」より転記）

「廃炉が決まっている高速増殖原型炉「もんじゅ」（福井県敦賀市）について、原子炉容器内を満たしている液体ナトリウムの抜き取りを想定していない設計になっていると、日本原子力研究開発機構が明らかにした。放射能を帯びたナトリウムの抜き取りは廃炉初期段階の重要課題だが、同機構が近く原子力規制委員会に申請する廃炉計画には具体的な抜き取り方法を記載できない見通しだ。通常の原発は核燃料の冷却に水を使うが、もんじゅは核燃料中のプルトニウムを増殖させるため液体ナトリウムで冷やす。ナトリウムは空気に触れれば発火し、水に触れると爆発的に化学反応を起こす。もんじゅでは１９９５年にナトリウムが漏れる事故が起き、長期停止の一因になった。原子力機構によると、直接核燃料に触れる1次冷却系の設備は合金製の隔壁に覆われ、原子炉容器に近づけない。また、原子炉容器内は燃料の露出を防ぐため、ナトリウムが一定量以下にならないような構造になっている。このため1次冷却系のナトリウム約７６０トンのうち、原子炉容器内にある数百トンは抜き取れない構造だという。…原子力機構幹部は取材に対し「設計当時は完成を急ぐのが最優先で、廃炉のことは念頭になかった」と、原子炉容器内の液体ナトリウム抜き取りを想定していないことを認めた。炉内のナトリウムは放射能を帯びているため、人が近づいて作業をすることは難しい。…規制委側は「原子炉からナトリウムを抜き取る穴がなく、安全に抜き取る技術も確立していない」と懸念する。」

③（２０１７年12月６日付毎日新聞「原子力機構 もんじゅ廃炉計画を申請 完了に30年」より転記）

「日本原子力研究開発機構は６日、高速増殖原型炉「もんじゅ」（福井県敦賀市）の廃炉工程や安全対策を示した廃炉計画を原子力規制委員会に申請した。２０４７年度までの30年間で廃炉を完了させる計画。…取り出した使用済み核燃料の搬出先や、原子炉容器内の液体ナトリウムの抜き取り方法が決まっていないなど、課題は山積している。…高速増殖炉の廃炉は国内では前例がない。もんじゅは通常の原発と異なり、核燃料の取り出し方法が複雑なこともあり、規制委は特例として燃料取り出し段階から審査することにした。廃炉の完了までに出る放射性廃棄物は、放射性物質として扱わないものを含めて計約２万６７００トンになる見通し。６日午前、規制委員を訪れて廃炉計画を提出した伊藤肇・原子力機構理事は「いろいろな反省点を踏まえ、確実かつ安全に廃炉を実施し、国民の信頼を勝ち取りたい」と話した。もんじゅを巡っては、政府が昨年12月に廃炉を決定。安全体制の強化や廃炉の見返りの地域振興策を求めた地元側と政府との折り合いがつかず、廃炉計画の申請が遅れていた。」

④（２０１７年12月７日付朝日新聞「もんじゅ廃炉 難作業 完了まで30年 計画を申請」より）

「…原子炉に残る核燃料を２０２２年度まで取り出し、その後に冷却材のナトリウムを抜き出す。廃炉費用は約３７５０億円を見込む。ただ、高速炉の廃炉は世界でもほとんど例がなく、難題は山積している。…作業はいずれも難航が予想される。炉心にはウランとプルトニウムが混ざったＭＯＸ燃料などが計３７０体残る。燃料は…それぞれがお互いを支えあう方式で詰め込まれているため、ダミーと１本ずつ差し替えながら抜いていかないと崩れてしまう。燃料は不透明な液体状のナトリウムに浸っており、さながら目隠しのままパズルを解くような作業を繰り返すことになる。…その後のナトリウム抜き出しも具体策は決まっていない。…取り出した使用済み燃料やナトリウムの搬出先も未定だ。…機器や建屋の解体で出る放射性廃棄物は計約２万６７００トンに上るとみられる。規制委の更田豊志委員長は６日、「課題がたくさんあるが、燃料の取り出しから一つ一つ潰していくしかない」と監視を続けていく考えを示した。」

⑤（２０１７年12月13日付毎日新聞社説「『もんじゅ』の廃炉計画、作業の公開と監視厳重に」より転記）

「…計画によれば作業期間は２０４７年度までの30年間。工程は４段階に分かれ、22年度までの第１段階で核燃料の取り出しを終える。第２段階以降で、放射能を帯びた原子炉内の液体ナトリウムの回収や設備の解体を進めるという。完了までに約３７５０億円の費用を見込む。だが、詳しい工程が示されたのは第１段階だけだ。福井県は使用済み核燃料の県外搬出を求めているが、行き先は決まっていない。更に、もんじゅは炉内のナトリウム抜き取りを想定した設計になっておらず、回収方法も未定だ。…もんじゅの廃炉は、原子力機構の安全管理体制がずさんで、点検漏れなどの不祥事を繰り返したことがきっかけとなった。そうした組織が廃炉作業を担うことに、福井県などが懸念を示しているのは当然だ。…もんじゅ開発にはこれまで１兆円超の国費が投入されたが、運転は約２５０日だけ。廃炉費用がさらにかさむ恐れもある。…」

二．以上の記事を読んで、次のような疑問が生じました。

それは、経済産業省が省令改定によって２０２０年４月からの「託送料金（新電力事業者が大手電力にお支払する電線使用料）」中に新たに「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」という負担増を進めようとされているうちの「廃炉円滑化負担金」に、報道で懸念が伝えられている「もんじゅ」と「東海再処理施設」に係る廃止費用が大きな影響を与えるのではないか、というものでした。

経済産業省にお尋ねをしましたが、はじめに記したとおり、「管轄する貴省にお尋ねしてください」とのことでした。そこで、以下のとおりお尋ねします。

㈠もんじゅと東海再処理施設の建設費用と運転費用について。

（8面につづく）

（7面からつづく）

(1)「国費が投じられた」「国費が投じられる」と報道に書かれていますが、これらの建設費用をそれぞれ正確に教えてください。（質問事項1）

(2)その費用はどのように賄われてきたのですか。税金ですか。電気料金ですか。それ以外ですか。（質問事項2）

(3)これらの運転費用はどれ位かかってきたのですか（質問事項3）。それはどのように賄われてきたのですか（質問事項4）。また、いわゆる「収支決算」のようなものがあってそれは公表されてきたのですか。（質問事項5）

(4)経済産業省が2015年に「原発の発電コスト」試算を発表されていますが、そのコスト計算の中には、これら建設費用と運転費用は含まれていたのですか。（質問事項6）

㈡もんじゅと東海再処理施設の廃炉費用について。

(1)それらの廃炉費用はどのような計画となっており、現時点の見積額が幾らになっているのかを教えてください。（質問事項7）

(2)それらの費用はどのように賄われていくのですか。（質問事項8）

(3)また経済産業省が定められている「廃炉会計」の適用を受けるのですか。（質問事項9）。そして今般同省が託送料金原価に含めようとされている「廃炉円滑化負担金」の適用を受けるのですか。（質問事項10）

(4)もんじゅに係る報道を読むと、ナトリウムの抜き取りをする設計になっておらず、取り出す技術が無いという問題や、取り出した使用済み燃料や放射性廃棄物の行き場が決まっていないという問題は、とても難題と思います。もし想定とされている「廃炉費用3,750億円」が増えていく場合は、その捻出はどうされるのですか（質問事項11）。そうした増加額が託送料金に含まれる「廃炉円滑化負担金」に反映していくというようなことはあるのでしょうか。（質問事項12）

(5)それらは経済産業省が今後も発表される「原発の発電コスト」に含まれていくことになるのですか。（質問事項13）

㈢他にも貴省が管轄される、原発に関連する施設や団体等はあるのですか。

(1)今般、経済産業省から「もんじゅや東海再処理施設は文部科学省の管轄なので、その建設や廃止に要する費用は文部科学省にお尋ねください」と言ってもらい、意外でもありましたが、そうした管轄はあるのだと思い直しました。もんじゅや東海再処理施設の他にも貴省が管轄される、原発に関連する施設や、もしくはその費用が発生する団体等はあるのですか。（質問事項14）

(2)もしあるのなら、建設（開始）費用、運転（運用）費用、廃止費用の別に、上記の㈠㈡のお尋ね同様に、その額は幾らなのか（質問事項15）、どのように賄われてきたのか（質問事項16）、それらは電気料金や託送料金に影響するのか（質問事項17）、それらは経済産業省が発表する「原発コスト」試算に含まれているのか（質問事項18）をお尋ねします。

三、**お願い**

㈠お手数をおかけいたしますが、ご回答をよろしくお願いします。「電力自由化」は発送電のコストが明確になっておくことが柱と考えられ、生じてしまった東京電力福島第一原発事故や、全国の原発及び関連施設の建設から廃止に要する費用が適切に処理されていくことがそれに不可欠に伴うものと理解しており、そのことに伴って電気料金や託送料金が適正・明確であることが大切だと思っております。それらは電気を使う人たちすべて、国民全体にとってこそ、知って考えて決めていけるようにすべき、大切なものと思ってお尋ねしています。

㈡多くの質問で恐縮ですが、回答は1ヵ月後を目処と考えて、7月24日までにお願いします。もし遅れそうな時は、期日の目安をご連絡いただけるとありがたいです。

謹白